年金額回復の具体的事例

〇 平成24年1月10日から平成24年1月14日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい 10ケースについて取りまとめたもの

番	年	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		10T THE		(参考)一定の前 提での増加総額
番号	龄			回復前	回復後			歴での増加総額 の機械的計算 (※)
1	故人 (82歳)	男	436,400円	1,496,700円	1,933,100円	回復前の厚生年金加入期 間270月に92月を追加	〇ご本人(故人)の死亡届等の手続きに、ご遺族(弟)が相談窓口を訪れる。 〇ご遺族に故人の年金記録の確認をお願いしたところ、ご遺族の申出の職歴と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明し、記録を統合した。 〇今回の記録判明による増額分の年金は、ご遺族に未支給年金として支払われることになる。	約960万円 (未支給分)
2	故人 (73歳)	女	406,000円	461,800円	867,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に94月を追加 (老齢基礎年金受給者)	〇ご本人(故人)の死亡届等の手続きに、ご遺族(子)が相談窓口を訪れる。 〇ご遺族に故人の年金記録の確認をお願いしたところ、 ご遺族の申出の職歴と一致する旧姓当時の厚生年金の 記録が判明し、記録を統合した。 〇記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金 を受給していたが、今回の記録判明により老齢厚生年金 が受給できることになった。なお、今回の記録判明による 増額分の年金は、ご遺族に未支給年金として支払われる ことになる。	約530万円 (未支給分)
3	82歳	女	375,800円	1,499,900円	1,875,700円	回復前の厚生年金加入期 間320月に97月を追加	〇「受給者便」の回答票が事務センターから回付される。 〇ご本人が「もれがある」と申出の職歴等により調査した ところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の 記録が判明し、記録を統合した。	約1,270万円
4	72歳	女	366,700円	641,700円	1,008,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に173月を追加 (老齢基礎年金受給者)	○年金記録の再確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の職歴等により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回の記録判明により老齢厚生年金が受給できることになった。	
5	79歳	女	359,500円	478,200円	837,700円	回復前の厚生年金加入期間0月に174月を追加 (老齢基礎年金受給者)	〇年金記録の再確認に、ご本人の代理人(子)が相談窓口を訪れる。 〇ご本人の申出の職歴等により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 〇記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回の記録判明により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,040万円
6	82歳	女	327,100円	1,005,000円	1,332,100円	回復前の厚生年金加入期 間97月に95月を追加	〇年金記録の再確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。 〇ご本人の申出の職歴等により調査したところ、ご本人の 申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記 録を統合した。	
7	故人 (81歳)	女	326,000円	521,800円	847,800円	回復前の厚生年金加入期 間106月に73月を追加	〇ご本人(故人)の死亡届等の手続きに、ご遺族(子)が相談窓口を訪れる。 〇ご遺族に故人の年金記録の確認をお願いしたところ、 ご遺族の申出の職歴と一致する旧姓当時の厚生年金の 記録が判明し、記録を統合した。 〇今回の記録判明による増額分の年金は、ご遺族に未 支給年金として支払われることになる。	約680万円 (未支給分)

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)		預(年額)			(参考)一定の前 提での増加総額 の機械的計算
7	图7	נית	(平額)	回復前	回復後			(※)
8	75歳	女	325,700円	766,900円	1,092,600円	回復前の厚生年金加入期 間40月に102月を追加	〇年金記録の再確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。 〇ご本人の申出の職歴等により調査したところ、ご本人の 申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記 録を統合した。	約940万円
9	78歳	男	319,400円	659,500円	978,900円	回復前の厚生年金加入期間O月に66月を追加 (老齢基礎年金受給者)	○「受給者便」の回答票をご本人が持参し、相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の職歴により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回の記録判明により老齢厚生年金が受給できることになった。	
10	67歳	女	316,200円	255,300円	571,500円		〇年金記録の再確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。 〇ご本人の申出の職歴等により調査したところ、ご本人の 申出と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が 判明し、記録を統合した。 〇記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金 を受給していたが、今回の記録判明により老齢厚生年金 が受給できることになった。	

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

受給者便(加入期間及び報酬額のお知らせ)	2件 (事例 3、9)
その他(一般年金相談)	8件(事例 1、2、4、5、6、7、8、10)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)ー定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.86歳、女性+23.89歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)

〈参考:用語の説明〉

〇ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。 「名寄せ特別便」基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付 (19年12月から20年3月)。

「全員特別便」 それ以外の全ての方へ送付(20年4月から10月)。

〇フォローアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録(基礎年金番号に統合されていない記録)の持ち主である可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、年金事務所等で調査できるものは、概ね確認作業を終了。

21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

〇グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

〇黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組みと並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

〇ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

〇受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付(21年12月から22年11月)し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

【お問合わせ先】

日本年金機構 年金給付部 岡村 計三 (電話:03-6892-0769)